

日本のMLA=M(useum) , L(ibrary), A(rchives)連携の 方向性を探るラウンドテーブル I

日時：2009年10月19日(月)

場所：鹿島建設(株)KIビル多目的ホール

主催：特定非営利活動法人 知的資源イニシアティブ(IRI)



趣旨

MLA(ミュージアム、図書館、文書館)連携が世界的な話題になっているが、その実態は、というと不明な部分が多い。理想的には連携は望ましいが、では実際にどのような局面で協働が可能か、まだ具体的な議論はほとんどなされていない。また、もともとひとつの施設だった大英博物館と英国図書館の例が示すように、文化を支える共通基盤の上で考えられている欧米と比べて、近代になってからの「輸入品」として別々に成立している日本のMLAの特殊性もある。MLA共通の課題と独自性、それを取り巻く経済的・社会的環境要因、情報・文化政策等における諸問題を、関係者が一堂に集まって論議・摘出することにより、今後の日本におけるMLA連携の具体的な取り組みの足がかりにしていくことを目的とする。

本日の スケジュール

時間	テーマ	関連トピック
14:00-14:05	開会	司会:柳、開会挨拶:常世田(IRI代表理事)
14:05-14:45	A.MLA連携に関わる現状認識 (各討論者自己紹介を兼ねて1人3分以内でお願いします)	各機関の現状、連携提唱の背景と理論的根拠、 連携の現状・疑問点、問題意識等
14:45-16:00	B. 共通の問題は何か (右記トピックを参考に、各機関が抱える問題点・課題を提示していただき、他の館種との共通性または独自性を明らかにすることを目的とします) → 共有すべき価値の発見	① 専門職制度の確立と専門職の教育 ② 資金獲得・財源の多様化 ③ メタデータなど情報組織化の標準化 ④ 経営形態(指定管理者制度等)の選択 ⑤ デジタルアーカイブ構築と検索システム ⑥ 利用者リテラシーの育成 ⑦ 文化情報資源政策の形成
16:00-16:15	休憩	(コーヒーをご用意します)
16:15-17:00	C. MLA連携の共通価値と具体的なメリットは何か (何を目的に、どのような分野・方法で連携が可能か?)	① 各機関内における各要素の連携・活用 ② 機関間の連携(担当者・運営側の視点) ③ 利用者・国民にとっての利点は何か ④ 社会的要請(社会問題への取組)
17:00-17:40	D. 今後の取り組み (次回につながる具体的な課題)	当面の課題と取り組み方について 1. 機関相互、2. 地域内、3. 国レベル
17:40-18:00	質疑応答	フロアからの質疑応答、意見表明

パネリスト

お名前	ご所属	略歴
岡島尚志	東京国立近代美術館 フィルムセンター主幹	専門：映画史、映画保存、フィルム・アーカイブ 国際フィルム・アーカイブ連盟(FIAF)の会長を務めるが、70カ国・150機関に及ぶ会員の組織形態はMLA他、まさに多種多様。 近年は地域・地方フィルム・アーカイブや移動映画館・野外上映などにも興味。 著作：映画に関する論文、特にフィルム・アーカイブ関係論文多数(単行本準備中)。
金容媛	駿河台大学 メディア情報学部教授	専門：図書館情報学、図書館情報政策、図書館・情報センターの経営、文化情報資源管理、情報資源管理専門職の教育など。 図書館情報政策の一環として、主要国の文化情報資源政策(図書館・博物館・文書館を中心に)について主に関連法規および行政・政策諮問機構、専門職制度、専門職教育に関心をもっており、関連の文献収集や在外研究の際に関連機関の見学を行っている。 特に、駿河台大学文化情報学部(1994年創設、1998年修士課程設置、2009年メディア情報学部へ改組)は図書館・博物館・文書館に関するコースを設置しており、新たな多元的メディア社会に対応した教育・研究を展開している。 著作：単著「図書館報政策」(丸善・2003年) 共著「図書館情報学概論」、「図書館・情報センターの経営」、「図書館概論」など
栗原祐司	文化庁 文化財部美術学芸課長	博物館及び文化財政策が専門。 文部科学省社会教育課当時は図書館行政も担当。 社会教育と文化行政との関係についても関心あり。 著作として『美術館政策論』等。
小出いずみ	渋沢栄一記念財団 実業史研究 情報センター長	・専門：図書館学、文化資源学。 ・MLAに関する活動・興味：専門図書館で学術研究者のためのレファレンス業務を長く手がけている間に、MA所蔵の資料に対する情報アクセスが図書館と比較して格段に困難なこと気付き、MAに興味を持ち始める。資料・情報に基盤をおく社会の記憶装置・知識集積装置であるMLAを、アクセスという利用者の視点から眺めてみたい。 ・著作：「外交問題と資料アクセス—アジア歴史資料センターの成立過程」(『アーカイブへのアクセス』所収)ほか
後藤和子	埼玉大学 経済科学研究科教授	国際文化経済学会(ACEI)理事、文化経済学会<日本>副会長、学会誌『文化経済学』編集長。 専門は、財政学、文化経済学。 主な著書は、 『芸術文化の公共政策』(勁草書房、1998年)、 『文化と都市の公共政策』(有斐閣、2005年)、 『文化政策学』(編著)有斐閣、2001年

お名前	ご所属	略歴
佐々木秀彦	東京都美術館 施設活用担当係長	専門は博物館学(Museum Studies) ミュージアムの内部にもライブラリー、アーカイブズの要素がある。 同一機関内でのMLA連携(内在型MLA連携?)が目下のテーマ。 共著に『博物館概説』、『入門ミュージアムの評価と改善』
沢辺均	ポット出版代表	「ず・ぼん 図書館とメディアの本」編集を通じて、図書館に関わりがある。 版元ドットコム(会員151社)に参加して、出版社共同で書誌情報整備に 取り組む。
高山正也	国立公文書館長	図書館・情報学が専門。 関心のある主なテーマは情報管理、記録管理、図書館運営論、図書館 計画論、図書館政策論、図書館・情報学教育。 著書に『図書館経営論』、『情報分析・生産論』他。
常世田良	社団法人日本図書館協会 理事・事務局次長	浦安市立図書館館長を経て、現職。ビジネス支援図書館推進協議会理 事長なども務める。 著書に『浦安図書館にできること』他。
豊田高広	静岡市立御幸町図書館長	専門:図書館経営と、図書館の課題解決支援サービスについては、現 場で担当すると同時に、執筆や研修講師もしています。 MLAに関する活動・興味:公共図書館は「まちの記憶」を司る機関として、 他機関との協力が必要と考えています。美術館勤務を含め、5年ほど図 書館以外の文化行政を担当しました。 著作:『図書館はまちの真ん中』『市場化の時代を生き抜く図書館』(い ずれも共著)
保坂裕興	学習院大学 文学部教授 (アーカイブズ学専攻)	アーカイブズ学・アーキビスト教育論が専門。 著作として『日本のアーカイブズ論』(共編著)、『アーカイブズの科学。 上・下巻』(共著)など。
水嶋英治	常磐大学 コミュニティ振興学部教授	博物館学、文化財保存学が専門。 著作として『文化財教育学ことはじめ』、『博物館情報学入門』(訳書)、 『博物館学への招待』(訳書)など。
水谷長志	東京国立近代美術館 企画課情報資料室長	図書館情報学、アート・ドキュメンテーションが専門。 1989年発足のJADSが20周年を迎え12月4-5日、東京国立博物館にて 「MLA連携の現状、課題、そして将来」をテーマにフォーラムを開催いた します。 著作として『図書館文化史』、「独立行政法人国立美術館における情報 <連携>の試みー美術館情報資源の利活用試案ならびに他関連機構と の連携について」等。
柳与志夫	国立国会図書館 資料提供部電子資料課長	図書館経営論が専門。 千代田区出向中は文化財・博物館行政も担当。 近年は図書資料をこえた文化・知的情報資源の経営政策に関心がある。 著作として『図書館経営論』、『知識の経営と図書館』等。
行吉正一	東京都江戸東京博物館 都市歴史研究室 学芸員	専門 日本近代文学 博物館内の図書室の担当をつとめることにより、博物館としての図書の 扱いと、図書館としての図書の扱いの、その微妙な違いに、悩み続ける。

課題

- ・専門職制度の確立と専門職の教育
- ・資金獲得・財源の多様化
- ・メタデータなど情報組織化の標準化
- ・経営形態(指定管理者制度等)の選択
- ・デジタルアーカイブ構築と検索システム
- ・利用者リテラシーの育成
- ・文化情報資源政策の形成
- ・法整備(公文書管理法等)
- ・MLA以外の文化・情報施設との連携

Museum, Library, Archives 比較

博物館

博物館は、博物館法の適用を受ける登録博物館・博物館相当施設と、博物館法の適用から外れる博物館類似施設の分類がある。登録博物館・博物館相当施設になると、補助金の交付(公立)、所得税・相続税・固定資産税等の税制上の優遇措置(私立)がうけられるようになる一方、設置団体から敷地面積、開館日数などの要件を満たす必要がある。

博物館法では、社会教育法に基き、「博物館は、(中略)国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助しようようにも留意しなければならない(第10条2号)」とあるよう、「国民の実生活の向上」という点が目指されている。

	Museum			
施設	国立博物館	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
法	独立行政法人国立博物館法(1999) 独立行政法人国立科学博物館法(1999) 独立行政法人国立美術館法(1999) など	博物館法(1951)	博物館法第29条(1951)	-
関連法	<独立行政法人通則法(1999) 文化財保護法(1950)	<社会教育法(1949)<教育基本法(2006) 文化財保護法(1950)		博物館法(1951)
認定	-	都道府県教育委員会	文部科学大臣あるいは 都道府県教育委員会	文部科学省 (3年毎の社会教育調査の際に、一定の要件を満たした施設を調査に加えている。)
所管	文部科学省・文化庁	公共: 地方公共団体の教育委員会 私立: 都道府県の教育委員会		
資格	-	学芸員制度(文部科学省生涯学習政策局社会教育課)		
予算	文部科学省・文化庁	文部科学省・文化庁・地方公共団体・企業		
メタデータ	GMOI(International Guidelines for Museum Object Information) CIDOC CRM(Committee for Documentation Conceptual Reference Model) MDAデータ基準・ミュージアム対象物データ記述基準MODES(英国ドキュメンテーション協会(MDA : Museum Documentation Association)) CDWA(Categories for the Description of Works of Art)(ゲッティ財団美術情報特別委員会制作)			
統計	・「事業実績統計表」(各独法毎)	・「事業実績統計表」など(各施設毎)		
その他	※メタデータの構造化(SGML/XML化)にあたっては、標準化が議論されている状況である。 ※大学博物館は博物館相当施設・博物館類似施設に含まれる。			

	国立	都道府県立	市町村立	私立	大学
館数	26	151	510	1,200	112
来館者数 (千人)	13,353	26,359	41,607	51,699	-
職員数 (専任)	539		6,268	4,718	-
(兼任)	53		453	569	-

(「平成17年度 社会教育調査報告書」より作成)

図書館

図書館は、国立国会図書館法に基づく国立国会図書館、図書館法に基づく公共図書館（地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置）、学校図書館法による学校図書館、その他大学図書館や専門図書館などがある。

1950年に制定された図書館法では社会教育法に基づき、「国民の教育と文化の発展に寄与することを目的」という点が目指されている。

	Library				
施設	国立図書館	公共図書館・私立図書館	学校図書館	大学図書館	その他図書館
法	国立国会図書館法(1948)	図書館法(1950)	学校図書館法(1947)	大学設置基準(省令)(1956)	地方自治法(1947) 裁判所法(1947) 身体障害者福祉法(1949)など
関連法	<国会法(1947)	<社会教育法(1949) <教育基本法(2006)	<学校教育法(2006)	<学校教育法(2006)	(略)
認定	国会	公共: 地方公共団体の教育委員会 私立: 都道府県の教育委員会	公立 幼~中: 都道府県の教育委員会 高校: 文部科学大臣 私立 都道府県知事	文部科学大臣	地方議会 最高裁判所 厚生労働省
所管	国会	公共: 地方公共団体の教育委員会 私立: 都道府県の教育委員会	文部科学省	文部科学省	地方議会 最高裁判所 厚生労働省
資格	-	司書制度 (文部科学省生涯学習政策局社会教育課)	司書制度・司書教諭・学校司書	-	-
予算	-	文部科学省・地方公共団体	文部科学省・地方公共団体	-	地方議会 最高裁判所 厚生労働省
メタデータ	国際図書館連盟(IFLA: International Federation of Library Associations and Institutions)で制定された国際標準書誌記述一般原則(ISBD[G]: General International Standard Bibliographic Description) Dublin Core Metadata Initiativeが開発した標準記述要素Dublin Core Metadata Element Set * 2 (通称: ダブリン・コア)				
統計	「国立国家図書館年報」	「事業実績統計表」など(各施設毎)			「日本の点字図書館」
その他	「社会教育調査」文部科学省生涯学習政策局調査企画課 「図書館年鑑」日本図書館協会図書館年鑑編集委員会 図書館の自由に関する宣言				

	国立	都道府県立	市区町村立	私立	大学
館数	1	62	3,043	20	1,660
来館者数(千人)	612	19,850	230,765	78	128,196
職員数(専任)	898	1,700	11,334	67	5,509
(兼任)	-	16	1,311	17	1,220

『日本の図書館 統計と名簿2008』より作成)

公文書館法による公文書館と、国立公文書館法による国立公文書館がある。

しかし、館の名称については、公文書館、文書館、記録資料館(岡山県)、資料館(埼玉県八潮市)、地域研究史料館(尼崎市)など、さまざまである。また、文書を「ぶんしょ」・「もんじょ」と呼ぶかの違いがある。

また図書館・博物館・行政情報センターの一部に文書館の機能を持つものも多くある。そのため、公文書館の役割を果たしていても、博物館や図書館、その他の施設に含まれている場合がある。

正確な館数や職員数といった統計を文書館として統一的に扱っている機関がないため、全体の統計はとれず、各館ごとの報告書に頼むほかない。

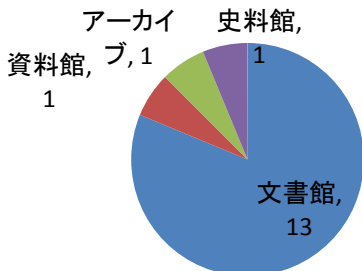
公文書館法によると公文書館の目的は、「この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする」とある。

	Archives	
施設	国立公文書館	公共文書館
法	国立公文書館法(1987)	公文書館法(1987)
関連法	<独立行政法人通則法(1999)	地方公共団体条例
認定	内閣総理大臣	地方公共団体
所管	内閣総理大臣 内閣府及び内閣府令	地方公共団体
資格	—	
予算	政府	地方公共団体
メタデータ	国際標準記録史料記述一般原則 (ISAD [G]: General International Standard Archival Description)、電子記録作成時のCERメタデータ (Committee of Electronic Records/Metadata Requirement for Evidence) (国際文書館評議会 (ICA: International Council on Archives) EAD (Encoded Archival Description)	
統計	・「業務実績報告書」	

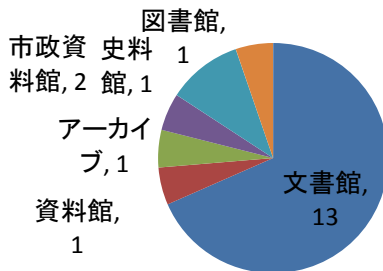
	国立	都道府県立	市区町村立	私立	大学
館数	3	30	23	—	10
来館者数	参考) 5,694 (公文書館)				—
職員数	92 (国立公文書館45) (宮内庁図書部のみ32) (外務省外交史料館15)	496	163		参考) 4 (京都大学文書館研究部門)

※館数は国立公文書館HPから作成

都道府県立文書館の名称



市町村立文書館の名称



指定管理者制度

地方自治法の一部改正(平成15年6月13日公布, 同年9月2日施行)により, 公の施設の管理に
関して従来の「管理の委託制度」に替えて「指定管理者制度」が規定された。

博物館

指定管理者制度を導入しているのは93館(17%)、
指定管理者制度の種別では、財団法人が85(91%)、株式会社・有限会社が7(8%)、
指定管理者の業務の範囲は「学芸業務と管理業務の両方」が78(84%) である。

公立の美術館・博物館(※)における平成19年2月現在の状況

(※公立の美術系・歴史系・総合系の博物館で、博物館法の登録博物館・博物館相当施設)

(※ 長崎歴史文化博物館 は長崎県・長崎市 で二重に数えています)

	直営館	指定管理者制度導入館	
		都道府県立	市区町村立
館数	457	25	69

2008年度までに導入した博物館の指定管理者の性格(博物館数)

	都道府県立	市区町村立
①民間企業	3	5
②NPO		
③公社財団	22	63
④その他		1

(「公立の美術館・歴史博物館における指定管理者制度の導入状況」

http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shiteikanrisha/ichiran.htmlより作成)

図書館

公立の図書館における平成19年7月現在の状況

	都道府県立	市区町村立
～2008年度に導入	2	169
2009年度に導入予定		50
全国館数(H20年度)	62	3,043

2008年度までに導入した図書館の指定管理者の性格(図書館数)

①民間企業	2	94
②NPO		29
③公社財団		44
④その他		2

(「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2009年調査(報告)」

<http://www.ija.or.jp/kenkai/sitei2009.pdf>より作成)

博物館関係国家予算

(単位:千円)

事項	H20年度 予算額	H21年度 予算額	比較	担当セクション
1. 学芸員等の資質向上				
①博物館学芸員等専門職研修	11,826	11,850	24	社会教育課
②重要文化財等公開活動推進事業 (展示企画支援)	1,732	1,648	△84	美術学芸課
③キュレーター研修	427	427	0	美術学芸課
2. 博物館等展示・サービスの充実				
①図書館・博物館における地域の知の拠点 推進事業(新規)	0	72,302	72,302	社会教育課
②重要文化財等公開活動推進事業 (公開推進)	16,368	16,082	△286	美術学芸課
③登録美術品制度の実施	1,825	1,858	33	美術学芸課
④美術館・博物館活動基盤整備支援事業 (新規)	0	198,057	198,057	美術学芸課
3. 博物館の情報化の推進				
①文化遺産オンライン構想	84,777	75,089	△9,688	伝統文化課
4. 調査研究活動の充実				
①図書館・博物館における地域の知の拠点 推進事業(新規)	0	72,302	72,302	社会教育課
5. その他関連する事業				
①デジタル・ミュージアムの実現に向けた研 究開発の推進(新規)	0	100,961	100,961	計画官付
②アジア博物館研究集会(仮称)の開催(新 規)	0	22,198	22,198	美術学芸課
6. 独立行政法人				
①独立行政法人国立科学博物館の事業運 営に必要な経費	3,125,356	3,120,450	△4,906	独立行政法人 国立科学博物館
②日本科学未来館事業	2,830,034	2,357,891	△472,143	独立行政法人 科学技術振興機構
③独立行政法人国立文化財機構の事業運 営に必要な経費	8,771,089	8,367,412	△403,677	独立行政法人 国立文化財機構
④独立行政法人国立文化財機構設備整備 費	1,698,075	3,674,153	1,976,078	独立行政法人 国立文化財機構
⑤独立行政法人国立美術館の事業運営に 必要な経費	5,790,386	5,773,106	△17,280	独立行政法人 国立美術館
⑥独立行政法人国立美術館施設整備費	8,969,664	6,903,371	△2,066,293	独立行政法人 国立美術館

(『博物館研究』44巻3号、4号より作成)

図書館関係国家予算

公立図書館関連予算 (単位:千円)

事項	H20年度 予算額	担当課
1. 情報拠点化の整備		
①地域の図書館サービス充実支援事業	21,158	社会教育課
2. 司書などの資質向上		
①図書館司書など専門研修	12,951	社会教育課
3. 子どもの読書活動の推進		
①学校図書館支援センター推進事業	137,543	児童生徒課
②「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業	94,843	児童生徒課
③子どもの読書応援プロジェクト	151,725	スポーツ青少年局参事官
④生き方をはぐくむ読書活動推進事業	421,710	国立教育政策研究所

事項	H21年度 予算額	担当課
1. 情報拠点化の推進		
①図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業(新規)	72,302	社会教育課
2. 司書などの資質向上		
①図書館司書など専門研修	11,846	社会教育課
3. 子どもの読書活動の推進		
①学校図書館の活性化推進総合事業	133,987	児童生徒課
②子どもの読書応援プロジェクト	151,723	スポーツ青少年局参事官

学校図書館の関係予算 (単位:千円)

	平成19年度予算	平成20年度予算	比較
① 学校図書館支援センター推進事業	394,918	137,543	△257,375
② 「読む・調べる」週間の確立に向けた実践研究事業	198,297	94,843	△103,454
③ 司書教諭の養成講習	65,459	36,572	△28,887
④ 生きる力をはぐくむ読書活動推進事業	7,416	3,490	△3,926
⑤学校図書館の活性化推進総合事業	0	133,987	133,987

大学図書館関連主要予算 (単位:千円)

	平成19年度 予算	平成20年度予 算	比較	備考
国立大学 運営費交付金	1,204,400,000	1,181,300,000		図書館関係予算を含む
私立大学等経常費補助	328,050,000	324,868,000	△3,182,000	図書館維持費などを含む
私立大学等研究設備等整備費補助	6,231,811	52,691,000	△962,711	図書購入費を含む

(『別冊「環」⑮ 図書館・アーカイブズとは何か』より作成)

国立公文書館（単位：千円）

	H19	H20	比較
支出予算総額	1,859,355	1,836,943	△22,412
新規追加または拡充費	271,647	275,454	1,807
規定経費	1,587,708	1,561,489	△26,219

国立文化財機構・国立国会図書館・国立公文書館
比較

	国立文化財機構		国立国会図書館	国立公文書館
		東京国立博物館		
設立年	2007	1872	1948	1971
所属・所管	独立行政法人		国会	独立行政法人
法令	国立文化財機構法		国立国会図書館法	国立公文書館法
職員数	339	107 (本部事務局18)	904	45(非常勤25)
所蔵資料数	収蔵品121,121	収蔵品112,529	図書8,833,407	公文書648,616冊
	寄託品12,067	寄託品2,750	逐次刊行物11,848,762他	漢籍185,000冊 他
予算額	13,187,614,000-		21,965,142,000 円	1,836,943,000
来館人数	3,992,715	2,171,942	東京(432,431)	本館(5,183)
			関西(61,336)	つくば(122)
			子ども(117,807)	

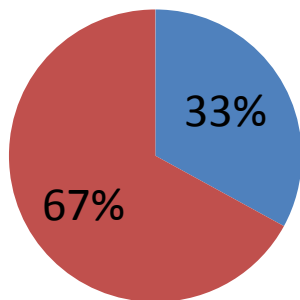
「平成20年度 独立行政法人国立公文書館業務実績報告書」「国立国会図書館年報(H19年度)」
「独立行政法人国立文化財機構年報(H19年度)」より作成

デジタルアーカイブ

ここではデジタルアーカイブとは博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品を始め、有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこととしている。

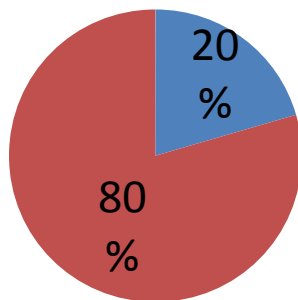
博物館

- デジタルアーカイブあり
- デジタルアーカイブなし



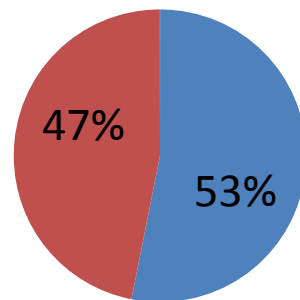
図書館

- デジタルアーカイブあり
- デジタルアーカイブなし



文書館

- デジタルアーカイブあり
- デジタルアーカイブなし

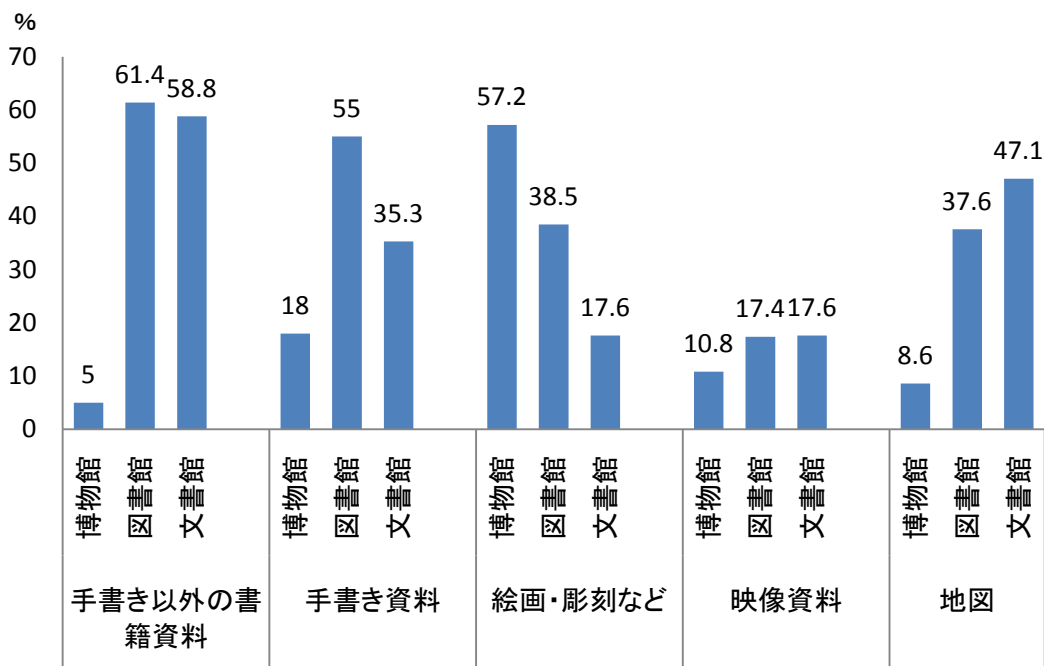


調査対象館は全部で1,687館であった。

Webサイトを開設している博物館(1,347館)からデジタルアーカイブが公表されている館は444館で、全体の33%、図書館(655館)中109館で20%、文書館(32館)中17館で53%であった。

(『デジタルアーカイブ白書 2005』より作成)

施設別デジタルアーカイブの内容



(『デジタルアーカイブ白書 2005』より作成)

『公立図書館・文書館・博物館 -協同と協力の動向』(2008)による 海外の事例

MLAの共通点として、

- ・生涯学習の機会の支援と向上
- ・コミュニティの文化遺産の保存
- ・情報へのアクセスの保護と提供

が挙げられている。

協同してプログラムを作成する事例

- ① コミュニティと文化遺産に関するプログラム
- ② 博物館・美術館の無料入館賞に関するプログラム



パーピー博物館 ①
<http://www.visitjane.com/>
 2001年に発見されたティラノサウルスの骨を元に、博物館・ロックフォード図書館他と連携して、「Jane Collaborative」を組織、プロジェクトを行った。「図書館・博物館サービス振興機関」の補助金を得ている。



マディソン公立図書館 ①
<http://www.madisonpubliclibrary.org/>
 博物館などと協同プロジェクトを行い、「図書館・博物館サービス振興機関」の補助金を得た。地元コミュニティ団体と提携し、教育プログラムや資料・展示品を低収入の家庭に持ち込んでいる。

協同して電子資源を作成する事例

- ① 世界規模
- ② 大陸規模
- ③ 全国規模
- ④ 地域・地方規模



世界デジタル図書館 ①
<http://www.wdl.org>
 ユネスコと世界の計32図書館・文書館などが協力し、貴重な蔵書や資料をインターネット上で無料で閲覧できるようにしている。



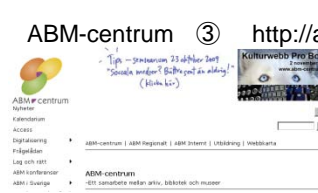
EUROPEANA ②
<http://www.europeana.eu/portal>
 欧州連合に加盟する27か国の合計200万点以上の各種デジタルコンテンツへのアクセスを提供するポータルサイト。



博物館・図書館サービス振興機構 (IMLS: Institute of Museum and Library Service) ③
<http://www.imls.gov/>
 アメリカのデジタル化プロジェクトに資金提供を行っている。



博物館・図書館・文書館国家評議会 (MLA: Museum s, Libraries, And Archives Council) ③
<http://www.mla.gov.uk/>
 2000年に設置されたイギリスの博物館・図書館・文書館に責任を持つ政府機関。



スウェーデンの王立図書館、国立図書館、国立博物館、国家文化財局、国立文書館、文化審議会の合同事業として、2004年に設置された。



オーストラリア国立図書館 ③ <http://sbdspromo.nla.gov.au/>
 オーストラリアに関する、文字資料、音楽映像資料、新聞、過去の有用なウェブサイト、人物情報等が、インターネット上の情報から入手できる。

地球実地旅行(Field Trip Earth)④
<http://www.fieldtripearth.org/article.xml?id=809>
 ノースカロライナ動物公園、チャタム・カウンティの学校、アッシュボロ市立学校、VFコーポレーション、webslingerZの協同事業で、「博物館・図書館サービス振興機構」が資金を提供している。



ブルックリン探検 ④
<http://www.brooklynexpedition.org/>
 1997年から2003年にブルックリン・パブリック・ライブラリー、ブルックリン子ども博物館、ブルックリン美術館で行われた。ベル大西洋財団・全米芸術基金・「博物館・図書館サービス振興機関(IMLS)」、全米人文学基金、ネイサン・カミングス財団などから資金が提供された。

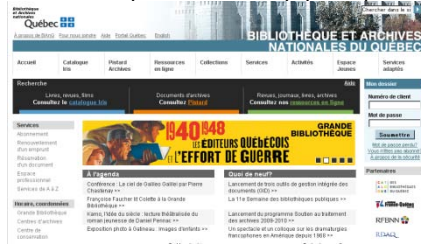
音楽保存(Music Preserved) ④

<http://www.musicpreserved.org.uk/index.php>
 ヨーク大学、トリニティ音楽カレッジ、パービカン図書館、ボースウィック文書館の代表を含む選出された協議会により、公開パフォーミングの録音を保存するために設けられた。



ケベック国立図書館・文書館(BANQ) ④

<http://www.banq.qc.ca/portal/dt/accueil.jsp>
 バーチャル図書館の促進をミッションにしており、新聞や楽譜、地図や絵ハガキ・写真・録音記録などがデジタル化され、オンラインで無料提供されている。



共同利用施設と統合施設

- ① 最小限ではあるが施設を共同して利用しているレベル
- ② 選択的に共同しているレベル
- ③ 完全に統合しているレベル

探検センター(Exploration Center) ②

イノック・プラット・フリー・ライブラリーは地元の子ども博物館の「Port Discovery」と協同して、探検センターを設けた。博物館と図書館は共同して家族向けのプログラムを作成、片方に入館すればもう片方に入れたりする。



ケベック国立図書館・文書館(BANQ) ③

<http://www.banq.qc.ca/portal/dt/accueil.jsp>
 公的機関への指導・助言、また公私文書の保存保証・利用促進などといった文書センター、文書遺産とケベックに関係する文書の永久保存としての保存センター、大規模パブリック・ライブラリーとしての役割を担っている。



カナダ国立図書館・文書館(LAC: Library and Archives Canada) ③

<http://www.collectionscanada.gc.ca/>

世界の主要国の中で初めて2004年、国立図書館(1953年設立)と国立公文書館(1873年設)を統合した。電子情報の収集・保存・提供に積極的に取り組んでおり、2,000万冊の本、定期刊行物、新聞、マイクロフィルム、手稿の他、オンラインで利用可能な3万タイトル以上の電子情報も所蔵している。2007年からは法定納本制度の改正により、オンライン電子出版物の収集も開始している。



Museum、Library、Archivesの協同プロジェクトのメリットとリスクとして、以下のようなのものがあげられている。

メリット

- ・コストの削減
- ・コレクションのアクセスへの向上
- ・新しいプログラムやサービスの実施
- ・職員の質の向上
- ・広報により、コミュニティに影響力を与え、機関への注目を集めることができる
- ・より多くの入館者、新しい入館者をひきつける
- ・コミュニティと密接に結びつく機会、機関同士が密接に結びつく機会の獲得

リスク

- ・提携機関が仕事上の合意事項を実施できない(能力リスク)
- ・プロジェクトが計画通りの結果にならない可能性(戦略リスク)
- ・全ての提携機関がプロジェクトに全面的に関わらない可能性(コミットメント・リスク)
- ・各提携機関の強み・弱みが適合していない危険性(適合リスク)
- ・「共通言語」の欠落
- ・メタデータ基準の異同
- ・優先事項の設定
- ・コミュニケーションの指針の違い
- ・資源不足
- ・支配関係
- ・抵抗/反抗的態度
- ・知識不足
- ・目的の欠如

結論

『公立図書館・文書館・博物館-協同と協力の動向』(2008)の結論では以下のよう

に述べられている。

「私たちはすべて、智識と文化遺産の保存に共通の関心を抱いている。今や、形態は問わず、多くの情報がインターネット上にオンラインで利用できる。もはや情報を見つけることは、情報自体の経験-学習過程-に関わることである。図書館、文書館、博物館はこれらの課題に応えなくてはならない。それは既述のように、物理的な境界を無視すること、情報を住民に提供する新しい方法を見つけること、文化遺産情報の保存とデジタル化に共同すること、それに新しい共同利用施設を追求することによる」(p47)

IFLA専門報告第108号「Public Libraries, Archives and Museums: Trends in Collaboration and Cooperation」の邦訳『公立図書館・文書館・博物館:協同と協力の動向』より作成した。本文は <http://www.educ.kyoto-u.ac.jp/~lib-sci/s-kenkyukai.htm> よりPDF版がダウンロードできる。

参考文献

- 『公立図書館・文書館・博物館 -協同と協力の動向』訳: 垣口弥生子、川崎良孝、アレクサンドラ・ヤロウ、バーバラ・クラブ、ジェニファー・リンドレイパー、京都大学図書館情報学研究所、2008.12
- 「図書館・文書館・博物館における連携の動向」『文化情報学』第16巻第1号、金容媛、2009.6
- 『私立大学図書館協会会報』（メインテーマ:「大学図書館と博物館・文書館との連携」）No.131、私立大学図書館協会、2009.3
- 「欧米における図書館、文書館、博物館の連携--Cultural Heritage Sectorとしての図書館」『カレントアウェアネス』菅野育子、第294号、2007.12
- 『デジタルアーカイブ白書 2005』デジタルアーカイブ推進協議会 2005.7
- 『別冊『環』⑮ 図書館・アーカイブズとは何か』藤原書店、2008.11
- 『博物館研究』第44巻3号(489)、4号(490)、日本博物館協会、2009
- 『日本の図書館 -統計と名簿 2008』日本図書館協会、2008
- 『社会教育調査報告書(平成17年度)』文部科学省、2005
- 日本図書館協会HP(<http://www.jla.or.jp/>)
- 「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2009年調査(報告)」(<http://www.jla.or.jp/kenkai/sitei2009.pdf>)
- 「公立の美術館・歴史博物館における指定管理者制度の導入状況」(http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shiteikanrisha/ichiran.html)
- 「平成20年度 独立行政法人国立公文書館業務実績報告書」(<http://www.archives.go.jp/information/pdf/report17.pdf>)
- 「独立行政法人国立文化財機構年報(H19年度)」(<http://www.nich.go.jp/nendo/h19gaiyou.pdf>)
- 「独立行政法人国立文化財機構年報(H21年度)」(<http://www.nich.go.jp/nendo/h21gaiyou.pdf>)
- 「国立国会図書館年報(H19年度)」(<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/annual/h19/nen19.pdf>)
- 「平成21年度 文部科学省予算主要事項」(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/05/16/001.pdf)

“IRI”とは、NPO法人「知的資源イニシアティブ」(Intellectual Resource Initiative)の略称・通称です。


IRIは、知的資源に関わる活動・組織をサポートします。

IRIは、知的な情報資源の蓄積・提供サービスによる社会的なイノベーションを目指します。

IRIは、知的資源を柱とした地域の活性化をバックアップします

IRIは、知的資源の専門家集団として、「知識社会」に相応しいご提案をさせていただきます。

<http://www.iri-net.org/>



IRIは知的資源に関わる活動・組織をサポートします。